ASBJ

第 527 回企業会計基準委員会

資料番号　審議事項(3)-2

日付　2024 年 6 月 5 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	営業債権、契約資産及びリース債権についての取扱い（ステップ 5）

I.　本資料の目的

1. 本資料では、ステップ 5 を採用する一般事業会社における営業債権、契約資産及びリース債権についての取扱いについて ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しすることを目的としている。

　なお、一般事業会社における営業債権、契約資産及びリース債権以外の貸倒引当金の対象となる金融資産の取扱いについては、今後検討を予定している。

II.　検討の進め方

2. 一般事業会社が保有する現行の日本基準において貸倒引当金の対象となる主な金融資産等として、営業債権、契約資産及びリース債権が挙げられる。これらの金融資産等に関して、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）では、損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定する単純化したアプローチ（以下「単純化したアプローチ」という。）の適用が要求又は許容されている。

3. 本資料では、関連する会計基準の定めを確認したうえで、ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しする。

III. 関連する会計基準の定め

（IFRS 会計基準の定め）

4. IFRS 第 9 号では、単純化したアプローチについて次のとおり定められている（IFRS 第 9 号 5.5.15 項及び 5.5.16 項）。

(1) IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）から生じた営業債権及び契約資産

① IFRS 第 15 号に従って重大な金融要素を含んでいない場合（又は、IFRS 第

15 号第 63 項に従って実務上の便法を適用する場合)、常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。

② IFRS 第 15 号に従って重大な金融要素を含んでいる場合、損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定することを会計方針として選択することができる。

(2) IFRS 第 16 号「リース」に基づくリース債権

① 損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定することを会計方針として選択することができる。

5. 国際会計基準審議会（IASB）は、信用管理システムがそれほど洗練されていない企業に役立てるため、2013 年減損公開草案において、営業債権及びリース債権の会計処理に関して、企業が全期間の予想信用損失を当初認識日から認識することを要求（又は許容）することによって、信用リスクの増大を追跡調査する必要性を減少させる単純化したアプローチを提案したとされている（IFRS 第 9 号 BC5.104 項)。

6. また、重大な金融要素のない営業債権に関して、IASB は、当該営業債権の大半は満期が 1 年未満であるため、全期間の予想信用損失と 12 か月の予想信用損失は同額となるか又は非常に類似するであろうといった関係者からのコメントを踏まえ、常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定する 2013 年減損公開草案で提案したアプローチを維持することを決定したとされている(IFRS 第 9 号 BC5.221 項から BC5.224 項)。

7. さらに、IFRS 第 9 号では、IFRS 第 9 号の原則と整合する場合には、実務上の便法を使用することができるとされており、この実務上の便法の一例として、営業債権に係る予想信用損失の引当マトリクスを用いた算定方法が示されている（IFRS 第 9 号 B5.5.35 項及び設例 12)。

（日本基準の定め）

8. 金融商品会計基準等[1]では、一般債権については、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定することとしている（金融商品会計基準第 28 項(1))。ここで、債権を同

[1] 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

種・同類の債権に区分する場合、同種とは売掛金・受取手形・貸付金・未収金等の別における同一のものをいい、また、同類とは同種よりもより大きな区分、すなわち、営業債権と営業外債権の別における同一のもののほか、短期と長期の期間別区分をいう（金融商品実務指針第 110 項）。

9. また、金融商品実務指針では、債権区分の簡便法として次のとおり定められている。

> 107. 一般事業会社においては、全ての債務者について、業況の把握及び財務内容に関する情報の入手を行うことは困難であることが多い。この場合、原則的な区分方法に代えて、例えば、債権の計上月（売掛金等の場合）又は弁済期限（貸付金等の場合）からの経過期間に応じて債権区分を行うなどの簡便な方法も認められる。

10. 契約における重要な金融要素については、収益認識会計基準[2]において次のとおり定められている。

> 56. 契約の当事者が明示的又は黙示的に合意した支払時期により、財又はサービスの顧客への移転に係る信用供与についての重要な便益が顧客又は企業に提供される場合には、顧客との契約は重要な金融要素を含むものとする。
>
> 57. 顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合、取引価格の算定にあたっては、約束した対価の額に含まれる金利相当分の影響を調整する。収益は、約束した財又はサービスが顧客に移転した時点で（又は移転するにつれて）、当該財又はサービスに対して顧客が支払うと見込まれる現金販売価格を反映する金額で認識する。
>
> 58. 契約における取引開始日において、約束した財又はサービスを顧客に移転する時点と顧客が支払を行う時点の間が 1 年以内であると見込まれる場合には、重要な金融要素の影響について約束した対価の額を調整しないことができる。

[2] 本資料では、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第 30 号「収益認識に関する会計基準の適用指針」を合わせて「収益認識会計基準等」と記載する。

IV. ASBJ 事務局による分析

（単純化したアプローチと日本基準において対応する金融資産等の関係の整理）

11. 本資料第 4 項の単純化したアプローチに関する定めをまとめると次のとおりである。

対象となる資産	単純化したアプローチの適用
重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産（IFRS 第 15 号第 63 項に従って実務上の便法を適用した営業債権及び契約資産を含む。）	常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。
重大な金融要素を含んでいる営業債権及び契約資産	会計方針の選択により、常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定することができる。
リース債権	会計方針の選択により、常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定することができる。

12. ここで、前項に記載した IFRS 第 9 号において単純化したアプローチの対象となる資産に関して、現行の日本基準では次の金融資産等が対応すると考えられる。

(1) IFRS 会計基準における「営業債権」に対応する金融資産等

収益認識会計基準等に従って計上された受取手形（その他の通常の取引に基づいて発生した手形債権を除く。）及び売掛金（金融商品会計基準第 14 項及び財務諸表等規則第 15 条第 2 項）[3]

(2) IFRS 会計基準における「契約資産」に対応する金融資産等

収益認識会計基準等に従って計上された契約資産（収益認識会計基準第 77 項[4]）

(3) IFRS 会計基準における「リース債権」に対応する金融資産等

---

[3] 固定資産の売却に係る未収金に関して、IFRS 会計基準では IFRS 第 15 号の範囲に含まれる取引から生じた営業債権として単純化したアプローチの適用対象に含まれる（IAS 第 16 号「有形固定資産」第 68A 項）一方、収益認識会計基準等の適用範囲に含まれていない（収益認識会計基準第 108 項）。この点については、今後検討を予定している。

[4] 収益認識会計基準等に定めのない契約資産の会計処理は、金融商品会計基準における債権の取扱いに準じて処理することとしている（収益認識会計基準第 77 項）。

リース会計基準等[5]に従って計上されたリース債権及びリース投資資産のうち将来のリース料を受領する権利に係る部分（金融商品実務指針第 18 項）

13. 次に、IFRS 第 15 号の重大な金融要素の取扱いについては、本資料第 10 項のとおり、収益認識会計基準において同等の定めを置いている。また、IFRS 第 15 号第 63 項の実務上の便法についても、収益認識会計基準第 58 項に同等の定めを置いている。

14. さらに、IFRS 第 9 号において実務上の便法として例示されている営業債権に係る予想信用損失の引当マトリクスは、期日経過等に応じて債権を区分することが認められていることから、本資料第 9 項の金融商品実務指針における債権区分の簡便法に類似する方法であると考えられる。

（分析）

15. 本資料第 5 項及び第 6 項のとおり、IFRS 第 9 号は、信用管理システムがそれほど洗練されていない企業のために信用リスクの増大を追跡調査する必要性を減少させるため、及び重大な金融要素のない営業債権の大半は満期が 1 年未満であり全期間の予想信用損失と 12 か月の予想信用損失は同額となるか又は非常に類似するであろうといったコメントが関係者から寄せられたため、単純化したアプローチを要求又は許容することとしたとされている。この点、我が国における一般事業会社においても状況は同じであると考えられる。

16. この場合、信用リスクの著しい増大の判定は求められなくなるが、将来予測情報の考慮については求められることになると考えられる。しかしながら、重大な金融要素のない営業債権については、当該債権の大半は満期が 1 年未満であるため、通常、将来予測情報を考慮して予想信用損失に反映させる要素は少ないと考えられる。

17. ここで、金融資産の減損に関する会計基準の開発は、我が国の会計基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環であることを踏まえ、ステップ 5 を採用する一般事業会社における営業債権、契約資産及びリース債権の取扱いとして、IFRS 第 9 号の単純化したアプローチに関する定めを取り入れることが考えられる。この場合、具体的には次の取扱いとすることが考えられる。

(1) 常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定することを

[5] 本資料では、企業会計基準第 13 号「リース取引に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 16 号「リース取引に関する会計基準の適用指針」を合わせて「リース会計基準等」と記載する。

要求する金融資産等

① 収益認識会計基準等に従って計上された重要な金融要素を含んでいない（又は、収益認識会計基準第 58 項を適用する）受取手形（その他の通常の取引に基づいて発生した手形債権を除く。）、売掛金及び契約資産[6]

(2) 会計方針の選択により、常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定することを認める金融資産等

① 収益認識会計基準等に従って計上された重要な金融要素を含む受取手形（その他の通常の取引に基づいて発生した手形債権を除く。）、売掛金及び契約資産

② リース会計基準等に従って計上されたリース債権及びリース投資資産のうち将来のリース料を受領する権利に係る部分

18. また、IFRS 第 9 号の営業債権に係る予想信用損失の引当マトリクスを用いた算定方法については、IFRS 第 9 号の原則と整合する場合にのみ適用可能な実務上の便法のあくまで一例であるものの、現行の金融商品実務指針において類似の方法が示されており、また営業債権等の予想信用損失モデルの実務適用に資するものであると考えられることから、IFRS 第 9 号の内容を設例に含めることが考えられる。

V. ASBJ 事務局の提案

19. 以上の事務局の分析を踏まえ、ステップ 5 を採用する一般事業会社における営業債権、契約資産及びリース債権の取扱いとして、IFRS 第 9 号の単純化したアプローチに関する定めを取り入れることが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
本資料第 11 項から第 19 項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

[6] 契約資産に関して、収益認識会計基準に定めのない場合、金融商品会計基準における債権の取扱いに準じて処理することとしているものの、金融資産に該当しないことから、契約資産に係る予想信用損失について金融商品会計基準において定めるべきかという論点がある。

以　上

別紙１：関連する IFRS 会計基準の定め

(IFRS第9号5.5.15項)

5.5.3項及び5.5.5項にかかわらず、企業は、下記については、常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しなければならない。

(a) IFRS第15号の範囲に含まれる取引から生じた営業債権又は契約資産であって、次のいずれかに該当するもの

(i) IFRS第15号に従って重大な金融要素を含んでいない場合（又は企業がIFRS第15号の第63項に従って実務上の便法を適用する場合）。

(ii) 企業が会計方針として損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定することを選択しているならば、IFRS第15号に従って重大な金融要素を含んでいる場合。この会計方針は、こうした営業債権又は契約資産のすべてに適用しなければならないが、営業債権と契約資産に区別して適用することができる。

(b) IFRS第16号の範囲に含まれる取引から生じたリース債権（企業が会計方針として損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定することを選択している場合）。この会計方針は、こうしたリース債権のすべてに適用しなければならないが、ファイナンス・リース債権とオペレーティング・リース債権に区別して適用することができる。

(IFRS第9号5.5.16項)

企業は、営業債権、リース債権及び契約資産についての会計方針を互いに独立に選択することができる。

(IFRS第9号B5.5.35項)

企業は、予想信用損失を見積る際に、5.5.17項の原則と整合する場合には、実務上の便法を使用することができる。実務上の便法の一例は、営業債権に係る予想信用損失の引当マトリクスを用いた算定である。企業は、営業債権についての過去の信用損失の実績（B5.5.51項からB5.5.52項に従って適宜調整）を使用して、当該金融資産に係る今後12か月の予想信用損失又は全期間の予想信用損失を適宜見積ることになる。引当マトリクスは、例えば、営業債権の期日経過日数に応じて一定の引当率を定めている場合がある（例えば、期日経過でない場合は1%、30日未満の期日経過の場合は

2%、30日超90日未満の期日経過の場合は3%、90日から180日の期日経過の場合は20%など）。顧客ベースの多様性に応じて、過去の信用損失の実績が異なる顧客セグメントについて著しく異なる損失パターンを示している場合には、企業は適切なグルーピングを使用することになる。資産のグルーピングに使用される可能性のある要件の例としては、地域、製品の種類、顧客の格付け、担保又は取引信用保険、顧客の種類（卸売か小売かなど）がある。

（IFRS第15号第63項）

実務上の便法として、企業は、契約開始時において、企業が約束した財又はサービスを顧客に移転する時点と顧客が当該財又はサービスに対して支払を行う時点との間の期間が１年以内となると見込んでいる場合には、約束した対価の金額を重大な金融要素の影響について調整する必要はない。

以　上

別紙2：設例12　引当マトリクス

IE74　製造会社である会社Mは、20X1年にCU30百万の営業債権のポートフォリオを有しており、1つの地域だけで営業している。顧客基盤は多数の小規模顧客で構成され、当該営業債権は共通のリスク特性によって区分されており、当該特性は、契約条件に従って支払われるべきすべての金額を顧客が支払う能力を示すものである。当該営業債権は、IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」に従って重大な金融要素を有していない。IFRS 第9号の5.5.15項に従って、こうした営業債権に係る損失評価引当金は、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で測定される。

IE75　当該ポートフォリオに係る予想信用損失を算定するため、会社Mは引当マトリクスを用いる。この引当マトリクスは、営業債権の存続期間にわたる自社の過去の観察された債務不履行率を基礎とし、将来予測的な見積りについて調整されている。毎報告日において、過去の観察された債務不履行率を更新し、将来予測的な見積りの変化を分析する。このケースでは、経済状況が翌年度にわたり悪化するであろうという予測である。

IE76　これを基礎にして、会社Mは次のような引当マトリクスを見積る。

	期日経過なし	1－30日の期日経過	31－60日の期日経過	61－90日の期日経過	90日超の期日経過
債務不履行率	0.3%	1.6%	3.6%	6.6%	10.6%

IE77　多数の小口顧客からの営業債権は合計CU30百万であり、引当マトリクスを用いて測定される。

	総額での帳簿価額	全期間の予想信用損失評価引当金（総額での帳簿価額 × 全期間の予想信用損失率）
期日経過なし	CU15,000,000	CU45,000
1－30日の期日経過	CU7,500,000	CU120,000
31－60日の期日経過	CU4,000,000	CU144,000
61－90日の期日経過	CU2,500,000	CU165,000
90日超の期日経過	CU1,000,000	CU106,000
	CU30,000,000	CU580,000

以　上